

鹿児島県ものづくり先端技術（IoT・AI等）導入等補助金 交付要綱

（趣旨）

第1条 知事は、県内中小企業の生産性向上や、新たな産業の創出などによる地域産業の活性化を図るため、IoT・AI等の先端技術を活用する県内の先進的な事例に取り組む中小製造業者で、第3条に定める交付要件に該当するものに対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 中小製造業者 既に鹿児島県内（以下「県内」という。）で業を営む中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条に規定する中小企業者並びに県内において新たに創業を目指す個人及びそのグループのうち、製造業を営む者（今後、製造業を営もうとする者を含む。）をいう。ただし、次に掲げるいずれかに該当する者は、大企業とみなして補助対象者から除く。

ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者

イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

(2) 大企業 中小企業支援法第2条に規定する中小企業者以外の者であって、事業を営む者。ただし、次のいずれかに該当する者については、大企業として取り扱わないものとする。

ア 中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法律第101号）に規定する中小企業投資育成株式会社

イ 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）に規定する投資事業有限責任組合

(3) 事業所指定 第6条第2項に規定する事業所指定をいう。

(4) 補助事業 第4次産業革命の推進につながる新産業の萌芽となるような製品等の研究・開発、試作品製作又は生産効率化に係る事業をいう。

(5) 補助事業者 補助事業を行う者をいう。

- (6) 補助対象経費 補助金交付の対象となる経費をいう。
- (7) 新産業の萌芽となるような製品等 IoT, AI, ロボット等の技術を用いた製品等で、まだ市販化されていない企画・試作段階のものをいう。
- (8) IoT・AI・ロボットを用いた設備投資 単に従来から行われている単独の機械の自動化（ロボット）やAI（人工知能）技術の活用，工程内の生産管理ソフトの導入ではなく，複数の機械等がネットワーク環境に接続され，そこから収集される各種の情報・データ（ビッグデータ）を活用して，監視（モニタリング），保守（メンテナンスサービス），制御（コントロール）又は分析（アナライズ）のいずれか一つ以上を行い，AI やロボットを活用するもの（新規にAI やロボットを導入するもののみならず，既設のAI やロボットをネットワーク環境に接続し，IoT を行うものを含む。）をいう。
- (9) 事業計画 補助金の交付を受けようとする事業の計画をいう。

（補助金の交付要件及び補助金の額等）

第3条 補助金の交付のための要件及び額等は，次の各号に掲げるもののほか，別表に定めるとおりとする。

- (1) 中小製造業者であること。
 - (2) 事業所指定を受けたものであること。
 - (3) 第4次産業革命の推進につながる新産業の萌芽となるような製品等の研究・開発，試作品製作又は生産効率化に取り組む者であること。
 - (4) 鹿児島県税を完納しているものであること。
 - (5) 他の制度等により補助金又は助成金を受けている事業ではないこと。
- 2 事業類型として「試作・研究開発型」と「生産効率化型」を設けるものとし，両種類の補助を同時に受けることはできないものとする。
- 3 「生産効率化型」の事業は，IoT・AI・ロボットを用いた設備投資を行うことを条件とする。
- 4 実施期間（補助対象期間）は，交付決定の日から当該年度の2月末日までとする。
- 5 補助金の交付額は，補助対象経費に3分の2を乗じて得た額とする。ただし，補助金の交付額は100万円を超えないものとし，算出された合計額に千円未満の端数が生じた場合，これを切り捨てるものとする。

（審査会の設置）

第4条 知事は，本事業の内容を審査するために，必要に応じて経営，技術，金融又はマーケティング等に関して学識・経験を有する者等で構成する審査会を設置することができる。

(補助事業を行う者の募集等)

第5条 知事は、本事業の募集を行う場合は、公募により行うものとする。

(事業所指定)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助事業申込書（「試作・研究開発型」については別記第1-1号様式、「生産効率化型」については別記第1-2号様式）を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、第4条に規定する審査会の審査結果等を踏まえ、補助金の交付の対象とする事業として適当と認められるときは、補助事業として採択し、事業所の指定を行う。
- 3 前項の指定は、補助事業採択通知兼事業所指定通知書（別記第2号様式）により通知するものとする。
- 4 知事は、事業所指定をする場合において必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(補助金の交付申請)

第7条 事業所指定を受けた者は、交付申請書（別記第3号様式）を知事が別に定める期日までに1部提出しなければならない。

- 2 前項の交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。
 - (1) 事業計画書（「試作・研究開発型」については別記第3号様式（別紙1）、「生産効率化型」については別記第3号様式（別紙2））
 - (2) その他知事が必要と認める書類
- 3 中小製造業者は、第1項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年7月31日法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定等)

第8条 規則第6条の規定による交付の決定の通知は、交付決定通知書（別記第4号様式）によるものとする。

- 2 規則第4条第1項に基づく交付の決定に当たり、前条第3項により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適

当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。

- 3 知事は、前条第3項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(計画変更の承認)

第9条 補助事業者は、次の各号に掲げる変更事由が生じたときは、規則第7条第1項の規定により、計画変更承認申請書（別記第5号様式）を知事に提出しなければならない。

- (1) 補助事業の内容を著しく変更しようとするとき。
 - (2) 補助対象経費の配分を著しく変更しようとするとき。
- 2 前項第1号及び第2号に規定する著しく変更しようとするときとは、次に定める場合とする。
 - (1) 補助目的及び補助事業の能率に影響を及ぼす原材料等の数量、規格の変更、機械等の規格の変更その他補助事業の大幅な変更をするとき。
 - (2) 補助事業に要する経費区分ごとの配分について、補助対象経費のいずれか低い方の2割を超えて流用を行うとき。
 - 3 知事は、規則第7条第2項の規定による承認を行う場合において、変更承認のみを行うときは変更決定通知書（別記第6号様式）により、変更承認に併せて変更交付決定を行うときは変更交付決定通知書（別記第7号様式）により行うものとする。

(申請の取下げ)

第10条 規則第8条第1項の規定による申請の取下げは、交付の決定の通知を受けた日から15日以内に交付申請取下書（別記第8号様式）を知事に提出することにより行うものとする。

(状況報告)

第11条 規則第11条第1項の規定による状況報告は、状況報告書（別記第9号様式）によるものとする。

(事故報告)

第12条 規則第11条第2項の規定による知事への報告は、事故報告書（別記第10号様式）によるものとする。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の中止の承認を受けたときを含

む。)又は事業終了日を経過したときは、その日から10日以内に実績報告書(別記第11号様式)に關係書類を添えて提出しなければならない。

2 前項の実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 成果等報告書(別記第11号様式別紙)
- (2) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第14条 規則第14条の規定による補助金の額の確定の通知は、交付確定通知書(別記第12号様式)により行うものとする。

(補助金の交付)

第15条 規則第16条第1項の規定による補助金の交付請求は、交付請求書(別記第13号様式)により行うものとする。

2 この補助金は、精算払により交付するものとする。

(地位の承継)

第16条 事業所指定を受けた補助事業者としての地位は、合併又は分割等特別な理由がある場合は、これを承継することができる。

2 前項の規定により、地位の承継をしようとする者は、あらかじめ補助事業者地位承継承認申請書(別記第14号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、前項の申請があった場合は、当該申請の内容を審査し、地位の承継が適当であると認められるときは、補助事業者地位承継承認書(別記第15号様式)により通知するものとする。

(補助事業者の名称等の変更届出)

第17条 補助事業者は、その名称、代表者氏名又は事業を行う事務所、工場等の所在地を変更したときは、速やかにその旨を補助事業者名称等変更届出書(別記第16号様式)により知事に届け出なければならない。

(財産処分の制限)

第18条 補助事業者は、補助事業により取得した財産であって取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものを処分しようとするときは、財産処分承認申請書(別記第17号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該財産が減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める期間を経過した場合又は規則第18条第1項又は第2項の規定に基づき補助金の全部に相当する額を返還した場合

はこの限りでない。

- 2 前項の承認申請があった場合、知事は財産処分決定通知書（別記第 18 号様式）により通知を行うものとする。
- 3 補助事業者は、第 1 項に規定する承認を受けて当該財産を処分したことにより収入があったときは、別に定めるところにより県にその収入の全部又は一部に相当する金額を納付しなければならない。

（事業化状況報告等）

第 19 条 補助事業者は、補助事業の実施成果の事業化に努めなければならない。

- 2 補助事業者は、当該補助事業の実施成果の事業化の状況について、事業化状況報告書（「試作・研究開発型」については別記第 19-1 号様式、「生産効率化型」については別記第 19-2 号様式）を知事に提出しなければならない。
- 3 前項の事業化状況報告書の提出は、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から 5 年間、毎年報告年度の翌年 5 月末までに行なわなければならない。

（産業財産権等に関する届出）

第 20 条 補助事業を実施することにより特許権、実用新案権、意匠権又は商標権（以下「産業財産権」という。）が発生した場合、その帰属先は、以下の項目を遵守することを条件に、原則として補助事業者とする。

- (1) 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して産業財産権を当該事業年度又は事業年度終了後 5 年以内に出願若しくは取得した場合又はそれらを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、遅滞なくその旨を記載した産業財産権届出書（別記第 20 号様式）を知事に提出すること。
 - (2) 知事が公共の利益のために特に必要があるとして要請する場合、知事に対し、当該産業財産権を無償で利用する権利を許諾すること。
 - (3) 当該産業財産権を県内において相当期間活用しておらず、かつ、正当な理由がない場合で、知事が特に必要があるとして要請するときは、第三者への実施許諾を行うこと。
 - (4) 本事業の実施期間中及び事業終了後 5 年以内に産業財産権の移転、専用実施権の設定又は移転の承諾をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を得ること。
- 2 前項の規定にかかわらず、第 13 条に規定する実績報告に係る納入物の著作権は、ソフトウェア等の著作権を除き全て県に帰属するものとする。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第 21 条 補助事業者は、補助金の交付後に消費税等の申告により、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税等の額の確定に伴う報告書（別記第 21 号様式）に

より、速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずることがある。

(財産の管理)

第 22 条 補助事業者は、当該事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、当該事業の完了後も取得財産等管理台帳（別記第 22 号様式）を備え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(証拠書類の保管)

第 23 条 補助事業者は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出に係る証拠書類を、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

(雑則)

第 24 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

経費区分	内 容		補助金額等
試作・研究開発型	試作・改良費	原材料及び副資材の購入に要する経費、構築物の購入、建造、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費（ただし、対象となる構築物は、簡易なものに限る。）、機械装置又は工具・器具の購入、試作、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費、外注加工・検証等に要する経費、直接人件費（※2）、特許取得費、研究費	経費の3分の2以内 1,000千円を限度とする。
	その他	研究・開発、試作品製作に要する経費として知事が特に必要と認める経費	
生産効率化型	機械装置費	機械装置又は工具・器具の購入、製作、借用、改良、据付け又は修繕に要する経費（クラウドコンピューティングの利用に関する経費は対象外）	経費の3分の2以内 1,000千円を限度とする。
	その他	生産効率化に要する経費として知事が特に必要と認める経費	

※1 試作・研究開発型と生産効率化型の併用は認めないものとする。

※2 研究開発に直接従事する者（補助事業者と雇用関係が結ばれている者に限る。）の研究開発業務時間に対応する人件費に限るものとする。ただし、補助対象経費総額の3分の1を超えない額までとする。

（対象外となる経費）

- ・振込手数料、代引き手数料
- ・他団体からの補助又は委託を受けている事業に要する経費
- ・用地、建物の取得に要する経費
- ・経営者の人件費
- ・役員又は職員の飲食代
- ・使途の定まっていない活動に対する経費
- ・全部委託費 など

別記

第1-1号様式（第6条関係）

鹿児島県ものづくり先端技術（IoT・AI等）導入等補助金
補助事業申込書（試作・研究開発型）

年 月 日

鹿児島県知事

殿

年度鹿児島県ものづくり先端技術（IoT・AI等）導入等補助金に係る補助事業（試作・研究開発型）について、別紙の事業計画書により応募します。

事業の名称

--

応募者

フリガナ 企業・団体名			
フリガナ 代表者（氏名）	印		
所在地	〒		
電話番号		F A X	
ホームページアドレス			
eメールアドレス			
設立年月日			
資本金			
業種			
事業内容			
実施責任者（担当者）			
従業員数			
決算月			
その他			

※以下の書類を添付してください。

- ・決算書（直近2年間の貸借対照表，損益計算書，製造原価報告書，販売費及び一般管理費明細）
- ・県税の納税証明書 お近くの地域振興局又は支庁で「県税について未納がないことの証明書」の交付を受けてください。

株主等一覧表

(年 月 日現在)

主な株主又は出資者	株主名又は出資者名	所在地	大企業	出資比率
※出資比率の高いものから記載し、大企業は【 】に◎を記載してください。6番目以降は「ほか 人」と記載してください。	①		【 】	%
	②		【 】	%
	③		【 】	%
	④		【 】	%
	⑤		【 】	%
	⑥	ほか 人		

役員一覧（監査役を含む。別紙として添付することも可）

役職名	氏名	ふりがな	生年月日	男女別	会社名 ※他社と兼務の場合

経 歴 書

1 応募者・メンバー

フリガナ 氏 名	印	役割 区分	<input type="checkbox"/> 代表者 <input type="checkbox"/> メンバー <input type="checkbox"/> 実施責任者（担当者）
生年月日	年 月 日	年齢（ . . 現在）	

2 現在の所属名及び職名

企業・団体名			
部署名		役職名	
電話番号		F A X	
eメールアドレス			

3 最終学歴

学校名	
学部・学科名	
専攻（研究）	
卒業年月日	

4 これまでの従事経験・研究（特許・実用新案の取得等）

年 月	身分・職名	業績・研究歴等

※この経歴書は、この事業に参画する主要メンバーごとに作成すること。
（代表者をはじめ、プロジェクトリーダー、経理担当者等が対象者）

ものづくり先端技術（IoT・AI等）導入等補助事業 事業計画書（試作・研究開発型）

事業名（タイトル）	
<p>（事業の内容が分かるよう、売りとなるキーワード等を用いて40文字程度で記入してください。）</p>	
事業の内容等	
<p>(1) 「試作・研究開発」をしようとする製品等について</p> <p>※ この事業の対象となる製品等は、<u>市販化されていない企画・試作段階のものに限ります。</u></p> <p>① 製品等の名称（正式な名称が決まっていない場合（仮称）を付けてください。）</p> <p>② 製品等の概要（200字以内で記載してください。）</p> <p>③ 製品等の開発形態</p> <p><input type="checkbox"/> 自社開発</p> <p><input type="checkbox"/> 共同研究等による開発 （共同研究の相手方： _____）</p> <p>※ 共同研究等による開発の場合、共同研究等の相手方が補助金応募を承諾している旨の書面（覚書）等を添付してください。</p> <p>④ 製品等の特性（新規性・独自性等）</p> <p>※ 製品等の優れた技術や製品特性、既存の製品と異なる新規性、独自性等について、写真や図も活用し、できるだけ詳しく記載してください（製品等のパンフレットや試験データ等があれば添付してください）。</p>	

⑥ 製品等に関する特許等（特許，実用新案，意匠）がある場合，記載してください。

⑦ 競合他社の類似製品等との違い・優位性
【類似製品等の名称・販売価格】

【上記類似製品との違い・優位性】

⑧ 製品等の市場性
【販売ターゲット等】

【市場規模，市場ニーズ，市場の発展可能性等】

⑨ その他（上記のほか，特記すべき事項等について記入してください。）

第4次産業革命との関連性

(1) 用いている IoT・AI・ロボット等の技術

(2) 製品等の導入により見込まれる効果（省力化，最適化，付加価値の創造など）

事業費明細書

(金額単位：円)

区分	種 別	仕 様 等	積 算			必要経費等	左のうち 補助金 充当額	備 考
			単 位	数 量	単 価			
	合 計							

※ 消費税を抜いた金額で記載すること。

第1-2号様式（第6条関係）

鹿児島県ものづくり先端技術（IoT・AI等）導入等補助金
補助事業申込書（生産効率化型）

年 月 日

鹿児島県知事

殿

年度鹿児島県ものづくり先端技術（IoT・AI等）導入等補助金に係る補助事業（生産効率化型）について、別紙の事業計画書により応募します。

事業の名称

--

応募者

フリガナ 企業・団体名			
フリガナ 代表者（氏名）	印		
所在地	〒		
電話番号		F A X	
ホームページアドレス			
eメールアドレス			
設立年月日			
資本金			
業種			
事業内容			
実施責任者（担当者）			
従業員数			
決算月			
その他			

※以下の書類を添付してください。

- ・決算書（直近2年間の貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、販売費及び一般管理費明細）
- ・県税の納税証明書 お近くの地域振興局又は支庁で「県税について未納がないことの証明書」の交付を受けてください。

株主等一覧表

(年 月 日現在)

主な株主又は出資者	株主名又は出資者名	所在地	大企業	出資比率
※出資比率の高いものから記載し、大企業は【 】に◎を記載してください。6番目以降は「ほか 人」と記載してください。	①		【 】	%
	②		【 】	%
	③		【 】	%
	④		【 】	%
	⑤		【 】	%
	⑥	ほか 人		

役員一覧（監査役を含む。別紙として添付することも可）

役職名	氏名	ふりがな	生年月日	男女別	会社名 ※他社と兼務の場合

経 歴 書

1 応募者・メンバー

フリガナ 氏 名	印	役割 区分	<input type="checkbox"/> 代表者 <input type="checkbox"/> メンバー <input type="checkbox"/> 実施責任者（担当者）
生年月日	年 月 日	年齢（ . . . 現在）	

2 現在の所属名及び職名

企業・団体名			
部署名		役職名	
電話番号		F A X	
eメールアドレス			

3 最終学歴

学校名	
学部・学科名	
専攻（研究）	
卒業年月日	

4 これまでの従事経験・研究（特許・実用新案の取得等）

年 月	身分・職名	業績・研究歴等

※この経歴書は、この事業に参画する主要メンバーごとに作成すること。
（代表者をはじめ、プロジェクトリーダー、経理担当者等が対象者）

③ 事業の実施により期待される効果・生産効率化の数値的見込み

導入する機械装置等の内容

- 導入しようとする主な機械装置等の内容（スペック・価格・選定理由等）
※ カタログ等があれば添付してください。

事業費明細書

(金額単位：円)

区分	種 別	仕 様 等	積 算			必要経費等	左のうち 補助金 充当額	備 考
			単 位	数 量	単 価			
	合 計							

※ 消費税を抜いた金額で記載すること。

第 年 月 日

様

鹿児島県知事



年度鹿児島県ものづくり先端技術（IoT・AI等）導入等補助金
補助事業採択通知兼事業所指定通知書

年 月 日付けで申込みのあった標記事業については、鹿児島県ものづくり先端技術（IoT・AI等）導入等補助金交付要綱第6条第2項の規定に基づき、下記のとおり採択し、事業所指定したので通知します。

については、年 月 日までに、鹿児島県ものづくり先端技術（IoT・AI等）導入等補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、交付申請書（別記第3号様式）を作成の上、提出してください。

記

事業所指定の概要

- 1 事業所
- 2 所在地
- 3 事業名（事業テーマ）
- 4 対象となる補助事業

年 月 日

鹿児島県知事

殿

所在地

名称

代表者名

印

年度鹿児島県ものづくり先端技術（IoT・AI等）導入等補助金
交付申請書

標記補助金に係る事業について下記のとおり実施したいので、鹿児島県補助金等交付規則第3条の規定により申請します。

記

1 補助事業のテーマ

2 補助対象経費及び補助金交付申請額

(1) 補助対象経費 円
他の制度等による補助金又は助成金を受けていることの有無 有 ・ 無

(2) 補助金交付申請額 円

3 補助事業の内容

別紙事業計画書のとおり

4 補助事業完了予定年月日

鹿児島県ものづくり先端技術（IoT・AI等）導入等補助金
事業計画書（試作・研究開発型）

1 中小製造業者又は団体概要

名称		代表者	
担当者		住所	
電話	FAX	Eメール	
資本金 従業員数	千円 名	設立年月日	
目的			

注） 中小製造業者は企業の登記簿謄本、会社案内を添付すること。

注） 団体は団体の定款、設立登記簿謄本、予算書、決算書及び構成員名簿を添付すること。

2 試作・研究開発の概要

(1) 事業テーマ	
(2) 事業の目的・必要性	
(3) 事業の実施により期待される効果	
(4) 事業の内容・実施方法 （本年度実施する研究開発の内容や実施方法を具体的に記入してください。）	

<p>(5) 用いているIoT・AI・ロボット等の技術</p>	
<p>(6) 新規性・独自性</p>	
<p>(7) 過去の試作研究開発実施状況（知的財産権取得状況も含む。）</p>	

鹿児島県ものづくり先端技術（IoT・AI等）導入等補助金
事業計画書（生産効率化型）

1 中小製造業者又は団体概要

名称		代表者	
担当者		住所	
電話	FAX	Eメール	
資本金	千円	設立年月日	
従業員数	名		
目的			

注） 中小製造業者は企業の登記簿謄本、会社案内を添付すること。

注） 団体は団体の定款、設立登記簿謄本、予算書、決算書及び構成員名簿を添付すること。

2 生産効率化の概要

(1) 事業テーマ	
(2) 事業の目的・必要性	
(3) 事業の実施により期待される効果・生産効率化の数値的見込み	
(4) 事業の内容・実施方法 （具体的に記入してください。）	

(5) IoT・AI・ロボットを用いた設備投資の内容（図等を用いて詳しく記載）

第 年 月 日 号

様

鹿児島県知事



年度鹿児島県ものづくり先端技術（IoT・AI等）導入等補助金
交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった標記補助金について、鹿児島県補助金
等交付規則第4条第1項の規定により下記のとおり決定したので通知します。

記

1 補助事業のテーマ

2 補助対象経費及び補助金交付決定額

(1) 補助対象経費 円

(2) 補助金交付決定額 円

3 補助事業の内容

年 月 日

鹿児島県知事

殿

所在地
名称
代表者名

印

年度鹿児島県ものづくり先端技術（IoT・AI等）導入等補助金
計画変更承認申請書

年 月 日付け第 号で交付決定通知のあった標記補助金に係る事業について、下記のとおり変更したいので、鹿児島県補助金等交付規則第7条第1項の規定により申請します。

記

1 変更の概要

事業区分	当初計画	変更後	変更理由

2 変更の内容

(1) 補助対象経費及び補助金交付申請額

	変更前	変更後
補助対象経費	円	円
他の制度等による補助金又は助成金を受けていることの有無	有 ・ 無	有 ・ 無
補助金交付申請額	円	円

(2) 補助事業の内容

別紙事業計画書のとおり

（交付申請時に提出した補助金事業計画書に、変更しようとする部分について変更後の内容を記載する。）

第 年 月 日 号

様

鹿児島県知事



年度鹿児島県ものづくり先端技術（IoT・AI等）導入等補助金
変更決定通知書

年 月 日付けで承認申請のあった標記補助金に係る事業の計画変更については、下記のとおり鹿児島県ものづくり先端技術（IoT・AI等）導入等補助金交付要綱第9条第2項の規定に基づき決定したので通知します。

記

1 決定（承認 ・ 不承認）

2 理由

第 年 月 日 号

様

鹿児島県知事



年度鹿児島県ものづくり先端技術（IoT・AI等）導入等補助金
変更交付決定通知書

年 月 日付けで承認申請のあった標記補助金に係る事業の計画変更については承認し、下記のとおり変更決定したので、鹿児島県補助金等交付規則第7条第2項の規定に基づき通知します。

記

1 変更交付決定額 金 円

2 交付の条件

年 月 日

鹿児島県知事

殿

所在地

名称

代表者名

印

年度鹿児島県ものづくり先端技術（IoT・AI等）導入等補助金
交付申請取下書

年 月 日付け第 号で交付決定通知のあった標記補助金に係る事業
については、鹿児島県補助金等交付規則第8条第1項の規定により下記のとおり取り下
げます。

記

1 補助事業名

2 補助金の額 金 円

3 取下げ理由

年 月 日

鹿児島県知事

殿

所在地

名称

代表者名

印

年度鹿児島県ものづくり先端技術（IoT・AI等）導入等補助金
状況報告書

年 月 日付け第 号の交付決定通知に基づき実施している標記補助金に係る事業の状況について、鹿児島県補助金等交付規則第11条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

1 補助金受領等の状況

補助対象事業名	補助金交付 決定年月日	補助金交付 決定額

2 補助事業の遂行状況

申請書記載内容と対応させて事業の経過とその成果を簡明に記載し、併せて今後の計画等を詳記すること。
また、日程と実績とを比較して遅速のある場合はその理由を記載すること。

年 月 日

鹿児島県知事

殿

所在地

名称

代表者名

印

年度鹿児島県ものづくり先端技術（IoT・AI等）導入等補助金
事故報告書

年 月 日付け第 号で交付決定通知のあった標記補助金に係る事業について、下記のとおり事故があったので鹿児島県補助金等交付規則第11条第2項の規定により関係書類を添えて報告します。

記

1 事故の内容及び原因

2 事故に対してとった措置

3 関係書類

(1) 進捗状況報告書

（全体の事業計画と比較して記載する。）

(2) 支出済経費明細書

（実績報告書の収支計算書に準じて記載する。）

年 月 日

鹿児島県知事

殿

所在地

名称

代表者名

印

年度鹿児島県ものづくり先端技術（IoT・AI等）導入等補助金
実績報告書

年 月 日付け第 号で交付決定通知のあった標記補助金に係る事業
を下記のとおり完了したので、鹿児島県補助金等交付規則第13条の規定により報告します。

記

1 補助対象経費及び補助金交付決定額

補助対象経費	補助金交付決定額
円	円

他の制度等による補助金又は助成金を受けていることの有無 有 ・ 無

2 補助事業完了期日

年 月 日

3 補助事業の実績

注) 添付書類

- 1 成果等報告書（第11号様式別紙）
- 2 事業に要した費用の請求書、領収書、振込明細書等支払を証する書類の写し
- 3 事業実施の状況が分かるもの（写真、パンフレット等）。

第 年 月 日

様

鹿児島県知事



年度鹿児島県ものづくり先端技術（IoT・AI等）導入等補助金
交付確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった標記補助金について、鹿児島県補助金
等交付規則第14条の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

記

1 補助事業のテーマ

2 補助対象経費及び補助金交付確定額

(1) 補助対象経費 円

(2) 補助金交付確定額 円

3 補助事業の内容

年 月 日

鹿児島県知事

殿

所在地
名称
代表者名

印

年度鹿児島県ものづくり先端技術（IoT・AI等）導入等補助金
交付請求書

年 月 日付け第 号で額の確定があった標記補助金について、鹿児島
県補助金等交付規則第16条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 補助金の額の確定額 円
- 2 補助金の交付請求額 円
- 3 支払の方法 口座振込

【振込先】

金融機関名	(店)
口座番号	(当座・普通) 号
(フリガナ) 口座名義人	

年 月 日

鹿児島県知事

殿

申請者 住所
氏名

印

年度鹿児島県ものづくり先端技術（IoT・AI 等）導入等補助金
事業補助事業者地位承継承認申請書

年 月 日付け第 号により事業所指定を受けた標記補助金の補助事業者としての地位を下記により承継したいので、鹿児島県ものづくり先端技術（IoT・AI 等）導入等補助金交付要綱第 16 条第 2 項の規定により申請します。

記

- 1 被承継者 住所
氏名
- 2 承継年月日
- 3 承継の理由

第 年 月 日

様

鹿児島県知事



年度鹿児島県ものづくり先端技術（IoT・AI 等）導入等補助金
補助事業者地位承継承認書

年 月 日付けで申請のあった標記補助金の補助事業者としての地位の承継は、鹿児島県ものづくり先端技術（IoT・AI 等）導入等補助金交付要綱第 16 条第 3 項の規定により承認します。

年 月 日

鹿児島県知事

殿

届出者 住所

氏名

印

年度鹿児島県ものづくり先端技術（IoT・AI 等）導入等補助金
補助事業者名称等変更届出書

年 月 日付け第 号により事業所指定を受けた標記補助金の補助事業者について、下記のとおり変更したので、鹿児島県ものづくり先端技術（IoT・AI 等）導入等補助金交付要綱第 17 条の規定により届け出ます。

記

変更事項

変更年月日	年 月 日	
	変 更 前	変 更 後
企業・団体名		
代表者(氏名)		
所在地	〒 -	〒 -

※ 変更箇所だけ記入してください。

※ 変更の事実について確認できる書類（登記簿等）を添付してください。

年 月 日

鹿児島県知事

殿

所在地

名称

代表者名

印

年度鹿児島県ものづくり先端技術（IoT・AI等）導入等補助金に係る
財産処分承認申請書

標記補助金により取得した財産を処分したいので、鹿児島県ものづくり先端技術（IoT・AI等）導入等補助金交付要綱第18条第1項の規定により申請します。

1 処分しようとする品目

品目名	数量	取得年月日	取得価格	時価相当額

2 処分の方法

3 処分の理由

〔記入要領〕

- 1 「年度」は、補助事業を実施した年度を記入すること。
- 2 「処分しようとする品目の数量及び取得価格」は、実績報告書の数量及び価格と一致すること。
- 3 「時価相当額」は、当該品目の一般的な評価方法により算出すること。
- 4 「処分の方法及び理由」は、具体的に記入すること。

様

鹿児島県知事



年度鹿児島県ものづくり先端技術（IoT・AI等）導入等補助金に係る
財産処分決定通知書

年 月 日付けで承認申請のあった財産処分については、下記のとおり決定したので、鹿児島県ものづくり先端技術（IoT・AI等）導入等補助金交付要綱第18条第2項の規定に基づき通知します。

なお、財産処分により得た収入について、下記のとおり納付してください。

記

1 決 定 （承 認、不承認）

2 納付金額

3 納付期限

4 納付場所

5 納付方法

年 月 日

鹿児島県知事

殿

所在地

名称

代表者名

印

年度鹿児島県ものづくり先端技術（IoT・AI等）導入等補助金に係る
事業化状況報告書（試作・研究開発型）

年 月 日付け第 号により交付決定通知のあった標記補助金
に係る 年度の事業化状況について、鹿児島県ものづくり先端技術（IoT・AI等）導入
等補助金交付要綱第19条第2項の規定により、次のとおり報告します。

記

補助事業のテーマ名			
補助金確定額	本年度までの補助事業 に係る売上高	本年度までの補助事業 に係る売上原価	売上総利益 (売上高-売上原価)
円	円	円	円
販売先数	販売数量	主な販売先	
産業財産権取得の状況（出願準備中の場合のみ）			
【種類】	・特許	・実用新案	・意匠
			・商標
			・その他（ ）
〔 〕			

[記入要領]

- 「 年 月 日付け第 号」は、最終交付決定通知書（又は最終変更交付決定通知書）の日付及び番号を記入する。
- 「補助金確定額」は、知事が補助金確定通知書により通知した金額の合計を記入する。
- 「本年度までの補助事業に係る売上高」は、補助事業を実施した結果、これまで事業化した製品・商品の売上の合計額を記入する。
- 「本年度までの補助事業に係る売上原価」は、3に対する製品・商品の売上原価の合計額を記入する。
- 「販売先数」は、3に対する販売先の合計を記入する。
- 「販売数量」は、3に対する販売数の合計を記入する。
- 「産業財産権取得の状況」は、該当するところに○印をし、（ ）に特許等の名称や内容、出願・取得・公開・譲渡・実施権設定の予定年月日等を記入する。

年 月 日

鹿児島県知事

殿

所在地
名称
代表者名

印

年度鹿児島県ものづくり先端技術（IoT・AI等）導入等補助金に係る
事業化状況報告書（生産効率化型）

年 月 日付け第 号により交付決定通知のあった標記補助金
に係る 年度の事業化状況について、鹿児島県ものづくり先端技術（IoT・AI等）導入
等補助金交付要綱第19条第2項の規定により、次のとおり報告します。

記

補助事業のテーマ名	
補助金確定額	
本年度までの 生産効率化の効果	

[記入要領]

- 1 「 年 月 日付け第 号」は、最終交付決定通知書（又は最終変更交付決定通知書）の日付及び番号を記入する。
- 2 「補助金確定額」は、知事が補助金確定通知書により通知した金額の合計を記入する。
- 3 「本年度までの生産効率化の効果」は、補助事業を実施した結果により生産効率化が図られた数値的実績を記入する。へい

鹿児島県知事

殿

所在地
名称
代表者名

印

年度鹿児島県ものづくり先端技術（IoT・AI等）導入等補助金に係る
産業財産権届出書

年 月 日付け第 号により交付決定通知のあった標記補助金
に係る 年度の産業財産権等の取得等について、鹿児島県ものづくり先端技術
（IoT・AI等）導入等補助金交付要綱第20条第1項第1号の規定により、次のとおり報
告します。

記

- 1 補助事業のテーマ名
- 2 産業財産権の種類
- 3 出願又は登録年月日
- 4 出願又は登録番号
- 5 出願に係る内容
- 6 相手先及び条件

〔記入要領〕

- 1 「 年 月 日付け第 号」は、最終交付決定通知書（又は最終変更交付決定通知書）の
日付及び番号を記入すること。
- 2 「産業財産権の種類」には、特許権、実用新案権、意匠権、商標権の別を記入し、これら権利の
譲渡又は実施権の設定の場合には、当該事項を括弧書きで付記すること。
- 3 「内容」については、当該出願又は登録関係書類をもって代えることができる。
- 4 「相手先及び条件」は、権利の譲渡又は実施権の設定の場合のみ記入すること。

年 月 日

鹿児島県知事

殿

所在地
名称
代表者名

印

年度鹿児島県ものづくり先端技術（IoT・AI等）導入等補助金に係る
消費税等の額の確定に伴う報告書

年 月 日付け第 号により交付決定通知のあった標記補助金に
ついて、鹿児島県ものづくり先端技術（IoT・AI等）導入等補助金交付要綱第21条第1項の
規定により、次のとおり報告します。

記

1 補助金額	円
2 補助金の確定時における消費税等仕入控除税額（A）	円
3 消費税等の額の確定に伴う助成金に係る消費税等仕入控除税額（B）	円
4 補助金返還相当額（A－B）	円

〔記入要領〕

- 1 「補助金額」は、知事が補助金の交付決定通知書により通知した額であること。
- 2 「補助金の確定時における消費税等仕入控除税額」は、実績報告書の額と一致すること。
- 3 その他、消費税等仕入控除税額の算定に必要な積算内訳書を別紙として添付すること。

第22号様式（第22条関係）

鹿児島県ものづくり先端技術（IoT・AI等）導入等補助金
取得財産等管理台帳（ 年度）

（単位：円）

区分	規格	数量	単価	金額	取得年 月日	耐用 年数	保管 場所	補助率	備 考
財産名									

- （注） 1. 対象となる取得財産等は，取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の財産とする。
2. 財産名の区分は，（イ）事務用備品，（ロ）事業用備品，（ハ）書籍，資料，（ニ）無体財産権（産業財産権等），（ホ）その他の物件（不動産及びその従物）とする。
3. 数量は，同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は，分割して記載すること。
4. 取得年月日は，検収年月日を記載すること。